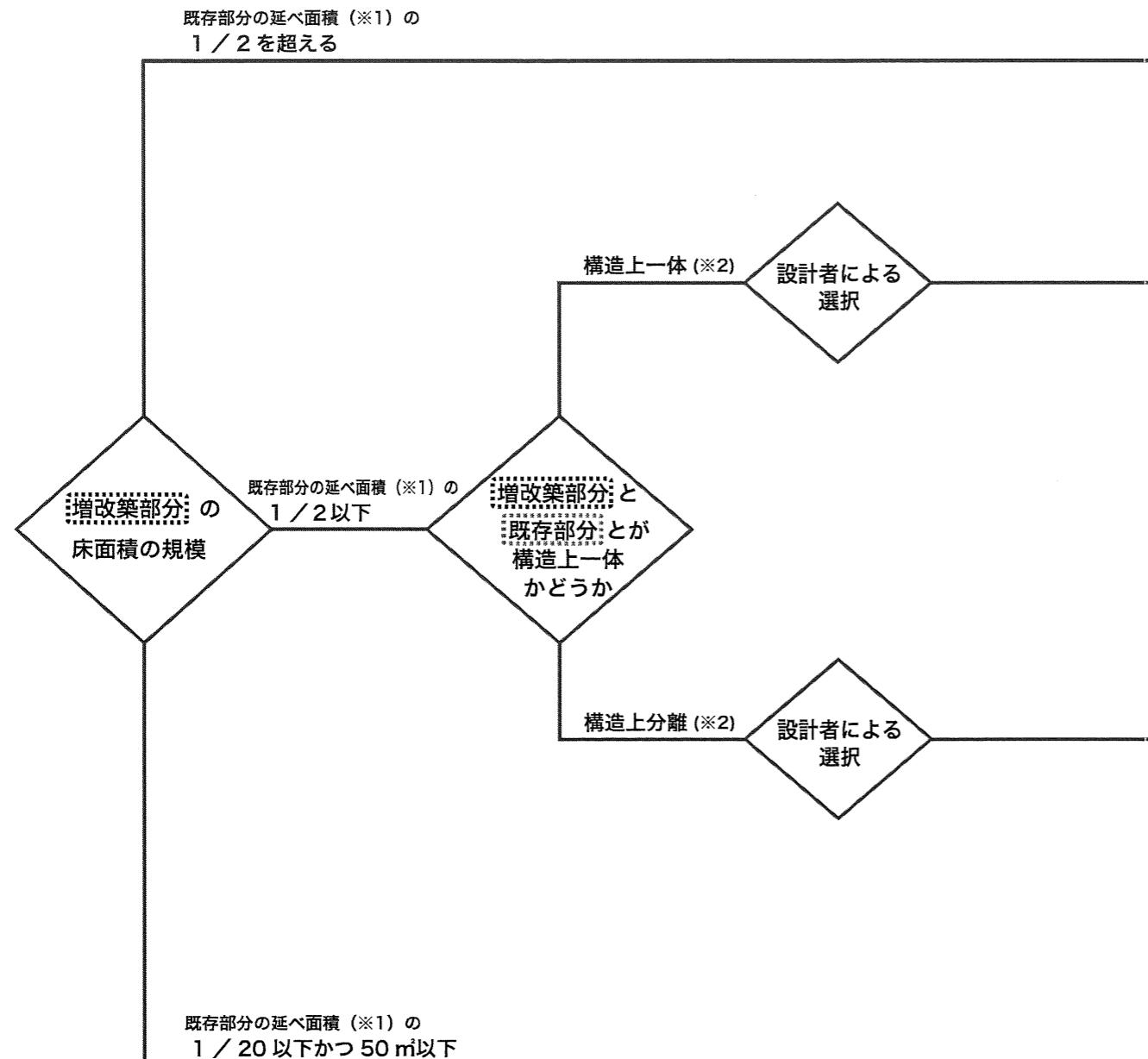


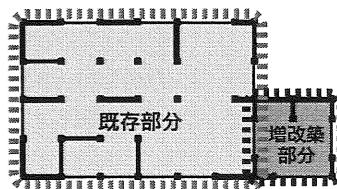
4 緩和条件適合図書の詳細な解説 —構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物の場合—

構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物を増改築する場合、増改築部分の規模などに応じて、緩和を受けることができる条件が異なります。以下のフローチャートを参考に、計画している増改築がどのケースに該当するか、又はどのケースを選択するかを判断し、矢印の示す解説ページで具体的な条件や確認申請に必要な図書を確認してください。



【構造耐力関係規定の緩和条件を定める告示の改正】

構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物に増改築する場合の、同規定の緩和条件は、令第137条の2及び同条に基づく告示(平17国交告第566号)に定められています。平17国交告第566号の告示は、平成21年8月に一部改正され、同年9月1日に施行されたところであり、下記のフローチャートでは、ケースIA・IIA・IIBが、新たに追加されています。



建築物全体を現行基準に適合させる必要があります。
(制限緩和を受けることはできません。)

【建築物全体】

耐力壁を釣り合いよく配置する等(※3)の規定に適合することを確かめることによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合

ケースIA
P.12 解説へ

【建築物全体】

構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

ケースIB
P.18 解説へ

【建築物全体】

既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定(※4)に適合させる場合

ケースIC
P.20 解説へ

【既存部分】

耐力壁を釣り合いよく配置する等(※3)の規定に適合することを確かめることによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合

【増改築部分】

現行の仕様規定(※4)に適合させる場合

ケースIIA
P.24 解説へ

【既存部分】

耐震診断基準に適合させる場合
(新耐震基準に適合させる場合も含む。)

【増改築部分】

現行の仕様規定(※4)に適合させる場合

ケースIIB
P.26 解説へ

【既存部分】

構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

【増改築部分】

構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

ケースIIC
P.30 解説へ

【既存部分】

耐震診断基準に適合させる場合
(新耐震基準に適合させる場合も含む。)

【増改築部分】

構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

ケースIID
P.32 解説へ

【既存部分】

既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定(※4)に適合させる場合

【増改築部分】

現行の仕様規定(※4)に適合させる場合

ケースIIE
P.34 解説へ

【建築物全体】

既存部分の危険性を増大させずに、増改築を行う場合

ケースIII
P.36 解説へ

※1 既存部分の延べ面積とは、基準時における延べ面積です。基準時とは、構造耐力関係規定が改正されたことにより、改正前は適法であった建築物が、改正後の同規定に適合しなくなった時点を指します。

※2 構造上一体とは、増改築部分と既存部分を構造上分離せずに増改築を行うものをいい、構造上分離とは、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を構造上二以上の部分に分けて増改築を行うものをいいます。なお、基礎、土台、柱や横架材など増築部分の構造上主要な部分が独立して施工されており、外装材等の影響を考慮し、相互に応力が伝わらないことが明らかな場合には、構造上分離されていると扱うことができます。

※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。
(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合にあっては5-(4)を参照してください。)

※4 仕様規定とは、令第3章(第8節を除く。)の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定をいいます。

※5 上記の四角囲い内の説明は、構造耐力関係規定を緩和するための代表的な条件を示したものであり、正確な緩和条件は、それぞれのケースの解説ページを参考にして下さい。